

平成25年 5月 8日

関係者各位

竹 原 市 長
〒725-8666 竹原市中央五丁目1-35
総務部財政課

現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いについて（通知）

本市行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市における現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いについて、平成22年8月30日付けで「災害復旧工事における現場代理人の兼務について（通知）」により通知させていただいているところです。

こうした中、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」に対応して、本市においても平成25年3月定例会で補正予算案が可決され、公共工事の更なる円滑かつ効率的な執行が課題となっていることから、入札の不調・不落を防止し、工事執行の円滑化かつ効率化を図るため、適用期間に限って一定の要件を満たす建設工事について、現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いを次のとおり定めましたので、お知らせします。

1 趣旨

工事現場への現場代理人の適切な配置を推進するため、一定の要件を満たす工事について、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和し、併せて一定の範囲内で他の工事現場における現場代理人等との兼務を認めることとする。

2 内容

別紙のとおり

3 適用期間

平成25年5月20日から平成26年3月31日までに指名又は公告する工事に適用する。

4 その他

様式等については、竹原市のホームページに掲載します。